

6 地域主権改革の推進について

(内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大について、地方の自主性・自立性を高める見地から更なる見直しを行うこと。第1次一括法及び第2次一括法で条例委任された施設・公物設置管理基準についても、類型が「従うべき基準」であるものは、「参酌すべき基準」等へ改めること。なお、政省令で定める基準の設定根拠等を詳細に示すこと。
- (2) 国の出先機関の原則廃止について、各府省の「自己仕分け結果」は極めて不十分であるため、政府の主導により、出先機関原則廃止に結びつく事務・権限の移管に取り組むこと。その際には、事務・権限の移譲及び人員の移管等に見合う財源措置が確実に講じられるよう、特に配慮すること。
- (3) 地方税財源の拡充は、税源移譲を基本に進め、あわせて、法定率の引き上げなど、地方交付税の充実強化を図ること。なお、地域自主戦略交付金については、社会保障、教育、社会資本整備など、地域が必要とする事業が着実に実施できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、安易に財政調整機能を持ち込まないこと。
- (4) 直轄事業負担金制度については、制度廃止に向けた具体的な手順等を示し、平成25年度までの早い時期に廃止をすること。その際には、地方との協議を引き続き十分に行い、地方からの意見をしっかりと反映させること。
- (5) 国と地方の協議の場においては、政策の企画立案の早い段階から、分科会を活用して十分に協議するなど、国と地方が対等な立場で実質的な協議ができる運営を行うこと。
- (6) 道州制を分権改革の究極の姿として位置づけ、そのあるべき姿について検討を行うこと。

(背景)

これまでに行われた義務付け・枠付けの見直しは、地方分権改革推進委員会で見直すべきと勧告された4,076条項の一部にとどまっており、また「従うべき基準」は真に必要な場合に限定されるべきであるが、第1次一括法及び第2次一括法においても相当数存在しているなど、未だ不十分な内容といえる。また、条例委任された基準の大部分は、政省令を踏まえることとされているが、政省令やその根拠が示されておらず、条例制定に向けての実質的な検討を行うことが難しい状態となっている。

昨年12月、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の推進などを内容とする「アクション・プラン」が閣議決定された。「アクション・

プラン」では、速やかに着手するものについて、各府省による自己仕分けにより「全国一律・一斉に地方自治体へ移譲」とされたものを参考にするとしているが、これに該当する事務は国の出先機関の事務の2割程度にすぎず、また、各府省により提示された事務には、並行権限など国に権限を残すことが条件となっているものが多く含まれ、出先機関の原則廃止には結びつかないものとなっている。

国の補助金等の一括交付金化については、平成23年度は都道府県分の投資に係る補助金等について行われ、総額5,120億円の地域自主戦略交付金が創設された。地方の自由裁量を拡大するという地域自主戦略交付金の本来の理念・趣旨が活かされるには、対象となった補助金等と同額以上の総額確保が不可欠である。また、平成23年度の第二次交付限度額の一部に財政力に応じた配分が盛り込まれたが、財政調整機能は、本来普通交付税が担う役割なので、地域自主戦略交付金に財政調整機能が持ち込まれてはならない。

国と地方の協議の場については、法成立後、計3回の会合が開かれ、また社会保障・税一体改革分科会の設置が決定されたところである。今後も、重要な政策事項については、積極的に国と地方の協議の場を開催し、地方の視点を国の政策決定に反映させることが必要である。

真の分権型社会の実現のためには、こうした国が取り組む地域主権改革が、地方の自主性・自立性を高め、住民本位の行政へとつながる取組として、着実に推進される必要がある。

道州制については、「地域主権戦略大綱」の中で、「道州制についての検討も射程に入れていく」とされている。今後、道州制について国として検討を進める場合には、分権改革の究極の姿としての位置づけを明確にした上で、国民的議論を活発化する形で実施される必要がある。

(参 考)

地 域 主 権 改 革 の 取 組

